

株式会社九州建物管理サービス 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年6月1日～令和6年5月31日までの3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和3年 7月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年 9月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- 令和3年 10月～ 相談窓口設置について検討
- 令和4年度～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標2：子育てを支援するための制度設計を実施する。

<対策>

- 令和3年 10月～ 就業規則の見直しを検討する。
- 令和4年度～ 出産・子育ての社員への支援給付を開始する。